

※健康保記入	資格取得日				資格喪失時の標準報酬月額	
	昭和 平成 令和	年	月	日	千円	

常務理事	事務長	課長	係長	担当者

## 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

提出日 令和 年 月 日

申請者記入欄	在職中の保険証の記号-番号				申請者氏名					
	記号				(フリガナ)					
	番号									
	生年月日				資格喪失日(退職日の翌日)					
	昭和 平成	年	月	日	令和	年	月	日		
	現住所									
	〒 —									
	自宅TEL ( ) ・ 携帯TEL ( )									
	退職時の勤務先									
	(会社名) (所在地)									
<b>※ 保険料の納付方法</b> ( <input checked="" type="checkbox"/> 選択してください。) <input type="checkbox"/> 毎月払い <input type="checkbox"/> 1年前納(年1回) <input type="checkbox"/> 6ヶ月前納(年2回) 注)1年前納 : 4月(又は任継加入月)~3月(年度末)までの年1回払い 6ヶ月前納 : 4月(又は任継加入月)~9月までと10月(又は任継加入月)~3月(年度末)までの年2回払い										
被扶養者の有無				有 ・ 無						
(有)の方は任意継続被保険者の資格取得日に有する被扶養者のみ記入して下さい。 一般の扶養認定と同様の添付書類が必要になります。										
被扶養者申請欄	フリガナ氏名		続柄	性別	生年月日			年収額	同居別居	
				男・女	昭和 平成 令和	年	月	日	万円	同居・別居
				男・女	昭和 平成 令和	年	月	日	万円	同居・別居
				男・女	昭和 平成 令和	年	月	日	万円	同居・別居
				男・女	昭和 平成 令和	年	月	日	万円	同居・別居
				男・女	昭和 平成 令和	年	月	日	万円	同居・別居

※この申請書は会社を退職した日の翌日より必ず 20日以内に組合に必着しない場合は無効となります。

受付日付印

申請 及びお問い合わせ  
〒108-0074

東京都港区高輪 1 - 16 - 15  
日本自動車部品工業健康保険組合 業務課  
電話 03 - 3443 - 4256

# 任意継続被保険者資格取得申請する方へ

(本人控)

任意継続を申請する方は、申請する前にこの制度の趣旨を充分ご納得の上、申請してください。  
この制度の加入は、あくまでも任意加入ですので制約があります。

- 1 加入資格の条件 ※次の要件を全て満たしていること
  - (1) 会社を退職していること
  - (2) 退職した日まで継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること
  - (3) 退職した日の翌日より20日以内に申請すること  
(当組合へ20日以内に申請書が必着しない場合は、任意継続被保険者になることが出来ません。)
- 2 被保険者期間  
2年間
- 3 被扶養者  
被扶養者がいる方は、一般の扶養認定と同様の添付書類が必要になります。
- 4 健康保険料及び介護保険料 (介護は40才以上の該当者のみ)  
保険料は全額本人負担となります。  
保険料計算の基礎となる月額、退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額とを比較し、いずれか低い額とすることになっています。なお、国民健康保険では前年の収入を基に保険料が決定されますが、健康保険ではそのような定めはありません。  
※ 平均標準報酬月額は、毎年4月1日に改定されます。
- 5 保険料納入方法及び注意事項
  - 毎月払いの場合
    - (1) 初回・2回目の保険料は当組合の指定期日までにお振込ください。
    - (2) 3回目以降は、その月の10日(土、休祭日は翌営業日)に各被保険者のゆうちょ銀行の口座から引落しをさせていただきます。※ 2回目の振込指定期日もしくは、3回目以降の口座引落日に引落しが確認できなかった場合には、その翌日から被保険者の資格が無くなります。  
※ 被保険者資格が無くなると同時に被保険者証も使用できず、保険給付も受けることができません。
  - 前納払いの場合  
前納払いとは、健康保険料を6ヶ月分毎(4月分から9月分までと10月分から翌年3月分まで)あるいは1年分(4月分から翌年3月分まで)を一括して前納して頂くことにより保険料の割引(約1%~2%)を適用するものです。  
初回保険料は当組合の指定期日までにお振込ください。それ以降の保険料支払方法については、随時、当組合からご連絡させていただきます。  
※ 毎月払いまたは前納払いにつきましても初回保険料のお振込が指定期日までに確認できない場合には、退職日まで遡っての資格取消となりますので十分ご注意のうえ、保険料を納入してください。(毎月払い及び前納払い、双方に該当)  
会社都合で退職された場合は、国民健康保険の保険料のほうが安くなる場合があります。お住まいの区市町村の国民健康保険窓口へお問い合わせください。
- 6 任意継続の資格が喪失となる時
  - (1) 被保険者期間(2年間)が満了となったとき
  - (2) 再就職をして他の健康保険、船員保険、その他各種共済組合の被保険者となったとき
  - (3) 毎月の保険料引落日に引落としが確認できなかったとき、もしくは納付期限までに保険料を納付しなかったとき
  - (4) 被保険者が死亡したとき
  - (5) 75才になり後期高齢者医療制度へ移行したとき
  - (6) 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者に申し出したとき  
(その申出書が受理された日の属する月の末日が到来したとき。)